

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第18号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に改め、同条第2号中「4万2,100円」を「4万5,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万5,100円」に改める。

第15条の16中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条の4第2号中「1万6,600円」を「1万6,200円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号ア中「2万9,470円」を「3万1,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「1万570円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万1,340円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「1万525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「1万6,840円」を「1万8,000円」に改め、同号エ中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。